

2016年11月18日

「LT会」会報第16-08号（総164号）

上海LTコンサルティンググループ

その取引、大丈夫ですか？  
～国外関連者への寄付：その1～

LTグループ高級顧問  
前田公認会計士・税理士事務所  
日本国公認会計士/税理士  
前田勝己

みなさま、こんにちは。LTグループ高級顧問の前田勝己と申します。LTグループが関与する中国国内での事業再編や日中間の取引の結果生じる税務問題や会計処理について、日本の会計/税務の観点から業務を提供しています。この会報では、みなさまに主として日本の税務、会計制度についてのトピックス・留意点を、できるだけわかりやすい言葉で解説していきたいと思います。

第1回目は、「国外関連者への寄付」がテーマです。今まで日本の親会社からの出張者の出張旅費は親会社負担だったが、急に中国子会社が負担しろと言われて困っている、ただでさえ業績が良くないのに経費負担が増えてしまう・・・というお悩みのもと、この話が原因かもしれません。

最近、日本の税務調査において、海外子会社との取引について寄付金認定を受けるケースが多発しています。「寄付金認定」とは、一言で申しますと、会計上は費用で処理するものの、税務上は費用(損金)とは認めません、と税務署から指摘されることです。

税務調査で寄付金認定されるとどうなるのでしょうか？寄付金認定されると、支払う税金が増えます。日本の税法上、国外関連者に対する寄付は全額損金不算入、と規定されているため、たとえ会計上で費用処理していたとしても、税務署から費用処理 NG!と指摘され、所得が増える、ひいては支払う税金が増えることになるわけですね。

では、具体的にどのような内容が税務調査での指摘となるのでしょうか。圧倒的に多いのは、日本の親会社の役員/従業員が海外子会社に技術指導や経営指導などで出張し、その出張旅費や給与相当額を海外子会社から回収していない(出来ていない)ケースです。出張者は日本親会社に籍があるわけで、その役員報酬/給与は当然に親会社が払っています。給与は親会社が払っているのに、子会社のために中国に出張するとは何事だ、出張にかかった経費と出張者の給与をちゃんと子会社から回収してください、回収できないと親会社の経費とは認めません、という理屈ですね。

たしかに、税務署の言い分もわかりますね。あくまで出張者の籍は日本の親会社にあるわけで、子会社といえども「他者」に対して無料で役務を提供するのは、おかしな話ではあります。ただ、どの会社も、税金は極力払いたくない、というのが本音だと思います。出張旅費について、税務調

査において寄付金認定されないためには、どうしたらよいでしょうか。

ポイントとしては、親会社の役員/従業員の中国出張が、親会社のためのものか、子会社のためのものか（子会社からの要請に応じて出張したか）という点が最初のポイントとなります。

親会社の業務の一環として、たとえば親会社の得意先の中国子会社を挨拶のために訪問した、とか、親会社の業務の拡大のために中国に出張した、というのであれば、出張旅費は当然に親会社の経費となります。他方で、出張が子会社のためとなれば、その旅費含む経費は全て子会社に請求をしてくださいね、ということです。

次に、その出張目的を、出張報告書や日報などで明確にしておくことです。いわゆる文書に残す＝文書化という作業が必要です。親会社のためのお出張であったとしても、数年後の税務調査の際に調査官から「〇月△日の出張の目的は何でしたか？」と質問された際に答えられないと、状況としては不利になります。数年後に訪れるかもしれない恐怖(?)の税務調査に備えて、しっかりと今から準備が必要です。

なお、この話をすると、親会社の従業員の出張の結果、子会社の得意先が増えて子会社が儲かり、結果として親会社への配当が増えることで親会社はメリットがあるから経費は回収しなくてもよいのでは、という話をされる会社の方もお見えます。ただし、親会社従業員の出張と子会社の利益の増加、ひいては親会社への配当増額、という因果関係を説明することは非常に困難であり、税務調査官はなかなか納得しないでしょう。

いかがでしたでしょうか。国外関連者に対する寄付の話題は、移転価格税制とも絡んでなかなか難しい論点です。ただし中国で業務を行う上で避けては通れない内容であり、親会社の税務調査で指摘があったからには、中国側も何らかの対応をせざるをえないでしょう。今回は、もうちょっと掘り下げてこの話題について解説していきたいと思います。

今回のポイント

- ・親会社の従業員が中国子会社へ出張した際には、親会社での寄付金認定リスクを軽減するため、出張目的を明確にしましょう（子会社のため？親会社の業務の一環として？）

**前田 勝己**(まえだまさき)

LTグループ高級顧問 公認会計士/税理士

前田公認会計士・税理士事務所 所長

(略歴)

1997年 監査法人トーマツ入所

2003年から2007年まで Deloitte 上海に駐在。日系企業の中国進出・M&A 支援等を手掛ける。帰国後、監査法人トーマツ名古屋事務所の中国室室長として日本の親会社の視点からの中国子会社管理をサポート。2016年6月に監査法人トーマツを退職、名古屋にて前田公認会計士・税理士事務所を設立。また、LTグループの高級顧問に就任。

以上